

コロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金にかかるQ & A

<vol. 3>

令和3年11月 日改訂

鳥取県食のみやこ推進課

1. 対象となる事業者

(1) 個人事業主は対象となるか？

⇒青色申告書又は事業収入のある白色申告書により確定申告を行っている個人事業主が対象となります。

(2) 県外に居住し、県内で飲食店を経営する個人事業主だけが対象となるか？

⇒県内に事業所（店舗）がある個人事業主であれば、対象となります。ただし、県外の店舗に係る経費は補助対象外です。

(3) 営業許可の必要がない製造業の場合、対象とならないか？

⇒自治体によって営業許可の対象とならない製造業者の場合、会社の定款やパンフレットなど会社の営業概要がわかる書類を提出してください。

(4) 食のみやこ推進サポーターではないが対象となるか？

⇒補助金申請と同時に、サポーターの登録申請書を提出してください。

(5) 国や地方自治体の指定管理施設を運営する事業者だが、対象となるか？

⇒対象となります。

(6) NPO や組合は申請の対象となるか？

⇒営業許可証があれば対象となります。

2. 対象となる取組

(1) 各事業の対象となる取組は、どのようなものか？

⇒取組の例は以下のとおりです。詳細についてはご相談ください。

<デジタル化で頑張る飲食店等支援事業>

・モバイルオーダー等の予約発注システム、顧客台帳システム、電子マネー決済システム、会計ソフト等の導入

<食品加工で頑張る飲食店等支援事業>

・飲食店等が、自社メニューをミールキット等の加工品として商品化

・飲食店等が、新たに新分野進出に向けて新たに営業許可証を取得し、パンやケーキの製造・販売を開始

・食品加工事業者等がこれまで取り扱っていた加工品の原料以外で新たな加工品を開発したり、新商品の非対面による商談を実施

・飲食店や食品加工事業者等が新たに営業許可証を取得し、惣菜製造や移動販売を開始

3. 補助対象経費について

(1) 主に、どのような経費が対象となるか。

	区分	
(1) デジタル化で頑張る飲食店等支援事業	機器導入費	デジタル化に要する機械機器導入（購入、リース、設営等）にかかる経費（機械機器は50万円未満のもの）（リース料は最大6カ月分を対象経費とする）

	システム導入費	デジタル化に関連するソフトウェア、会計ソフト等の導入経費 (ソフトウェア等を導入する場合の、利用料、維持管理経費については、導入後最大6カ月分を対象経費とする)
	販路開拓経費	ホームページ開設、改修(新システム導入に係るものに限る)、グルメサイト掲載、デジタル広告、データ分析等に係る経費
(2)食品加工で頑張る飲食店等支援事業	機器導入費	機械機器の導入にかかる経費(購入、リース、設営等)、施設改修費(リース料は最大6カ月分を対象経費とする)
	商品開発費	試作品製造・提供に係る経費(材料費や送料等)、商品パッケージ作成に要する経費(試作にかかる最小ロットのみ対象)、成功事例の視察研修や消費者モニタリング、データ分析等の経費、
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	広告宣伝費	新商品等のPRを目的とした、ホームページ、チラシ、パンフレット等の作成や広告掲載に要する経費
(1)(2)共通	その他	その他、事業者の経営安定化及び経営基盤の強化に要する経費で、市場開拓局長が必要と認めるもの

※営業許可証取得経費は対象外です。

ネット販売に係る経費は、「ネット販売に取り組む事業者支援事業」をご活用ください。

(2) パソコンやプリンタ等は対象となるか？

⇒デジタル化への取組に必要であれば、対象となります。ただし、本事業で申請した事業内容以外の利用は認められません。

(3) セミナーや研修受講や資格取得のための検定料は補助対象となるのか？

⇒デジタル化への取組に必要なセミナー受講や検定料は対象となります。

(4) 自社で新商品の営業を行うための経費(例：旅費交通費)は補助対象となるか？

⇒通常の営業活動は補助対象とはなりません。営業代行料として、外部の専門家に販路開拓を依頼するための経費、新商品の展示会出展等の旅費交通費は補助対象となります。ただし、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金については、補助対象外です。

(5) 車両は補助対象となるか。

⇒デリバリーやテイクアウトなどの新たな業態導入に必要であれば対象となります。ただし、対象となるのは車両本体のみで、法定費用(自動車税や自賠責保険料等)やその他諸費用(車庫証明費用、検査登録費用等)は対象外です。

(6) 消費税は補助対象経費になるか？

⇒対象外です。

(7) 振込手数料は補助対象経費になるか？

⇒対象となります。ただし、消費税相当額を除きます。

(8) 補助金交付申請前に支払った経費は対象となるか？

⇒令和3年4月1日から申請日までに支払った経費であれば、対象となります。領収書等の写しを添付してください。

(9) 新商品の容器や袋等の資材購入費（作成費）は経費になるか？

⇒対象となります。ただし、試作にかかる最小ロットのみ対象であり、追加で購入（作成）された分は対象外です。

4. 申請手続き、補助金受取り

(1) 補助金を複数回に分けて申請することは可能か？

⇒できません。1事業者あたり、各事業1度限り申請可能です。

※4月1日以降の既に支払った経費について、領収書等の写しを添えて申請してください。（事後申請）

(2) デジタル化で頑張る飲食店等支援事業と食品加工で頑張る飲食店等支援事業の両方に申請できるか？

⇒できます。また、同時に一つの申請書で申請していただけます。

(3) 補助金交付申請の期限は？

⇒令和4年1月31日（月）までに申請してください。ただし、期限内であっても予算額に達した場合、受付を終了します。

(4) 補助金はいつ受け取れるか？

⇒補助事業完了後です。

申請書兼実績報告書の提出後、書面審査を行い、補助金額の確定の後、お支払いすることになります。

5. 県外発注について

(1) 鳥取県産業振興条例とは何か。なぜ、県内事業者への発注が求められるのか？

⇒県内における経済の発展・事業者の育成並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的として、議員発議により制定された条例です。⇒本条例において、県の事業においては、県内の人材及び物品等を積極的に活用することが求められており、補助事業についてもこれに沿った対応が必要なものです。

(2) 委託業務を県外事業者へ発注したいがどうしたらよいか？

⇒委託に係る経費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託する必要がある場合は、県の承認を得る必要がありますので、事前にご相談ください。事前に相談がない場合、申請が認められない場合があります。

(3) 委託にかかる経費でなければ、県外事業者への発注は問題ないか？

⇒委託にかかる経費以外については、県内事業者への発注は努力義務となりますが、条例の趣旨を御理解の上、可能なものはできるだけ県内事業者への発注をお願いします。